

## 静岡県倉庫協会委員会規程細則

第1条 静岡県倉庫協会業務委員会は、静岡県倉庫協会委員会規程（以下委員会規程という。）第7条の規定に基づき、業務委員会の中に次の専門委員会を置く。

- 一、業務調査専門委員会
- 二、食糧専門委員会
- 三、情報システム専門委員会

2、各専門委員会には、次の役員を置く。

- 一、委員長 1名
- 二、副委員長 若干名
- 三、委員

3、前項委員長、副委員長及び委員は、協会理事会の議を経て会長が委嘱する。

4、上記第2項の役員に人事異動等により変更が生じた場合は、所属支部から新たな委員を補充するものとする。

5、緊急を要する委員の変更については、会長の承認を経て補充選任できるものとする。

6、第4項、第5項により補充選任した場合、会長は、次の理事会に報告しなければならない。

7、委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第2条 業務調査専門委員会、食糧専門委員会及び情報システム専門委員会は、委員会規程第3条第3項に定める業務委員会の所掌する事務のうち次の事務を行う。

- 一、業務調査専門委員会は、貨物動向調査及び料金体系等の研究の事務を行う。
- 二、食糧専門委員会は、食糧問題、サイロの問題に関する事項の事務を行う。
- 三、情報システム専門委員会は、IoT・AI・情報システムに関する事項の事務を行う。

第3条 業務調査専門委員会、食糧専門委員会及び情報システム専門委員会の委員長は、業務委員会へ、議決事項を報告しなければならない。

(附則)

- 1、本規程は、平成16年5月26日から施行する。

(附則)

- 1、本規程は、平成28年6月29日から施行する。

(附則)

- 1、本改正規程は、令和2年4月1日から施行する。